⑥　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第９号書式（その３)又は(その３の２)、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３)又は(その３の３))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑦　行政書士等の代理申請による場合には委任状

［注］

申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって③に掲げる書類並びに①及び⑤に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

(a)　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(b)　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(c)　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(3)　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び添付書類は、日本語で作成するものとする。

②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

４　競争に参加することができない者

(1)　建設工事　次の①から⑦までに掲げる者

①　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者

②　過去２年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者

イ　契約の履行に当たり、故意に工事又は製造等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督又は検査の実施に当たり、本四会社の社員（以下「社員」という。)の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ　本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト　その他本四会社に著しい損害を与えた者

チ　イからトまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について　記載をしなかった者

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑥　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。)第一の一の２に規定する審査基準日が平成27年６月30日以降のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示第一の一の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以降のもの。)を受けていない者

⑦　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑥までに該当する者を含む者

(2)　測量・建設コンサルタント等業務　次の①から⑥までに掲げる者

①　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者

②　過去２年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者

イ　契約の履行に当たり、故意に調査等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ　本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト　その他本四会社に著しい損害を与えた者

チ　イからトまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

５　競争参加者の資格及びその審査

(1)　建設工事　４(1)の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。４の競争に参加することができない者以外の者については、次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる主観的事項の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。)ごとに、総合点数の高い順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順)に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

①　客観的事項

イ　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は３年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高